

会 議 録

| | |
|---------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 令和3年度 第1回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和3年7月12日（月） 午後6時から 午後7時30分まで |
| 開 催 場 所 | Web会議（枚方市役所別館4階 第4委員会室） |
| 出 席 者 | 会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：松永 敬子 委員、高見 彰 委員 |
| 欠 席 者 | 武田 重昭 委員 |
| 案 件 名 | (1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市都市公園有料施設指定候補者選定について ①枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について (4) その他 |
| 提出された資料等の名 称 | 資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項（案） 資料5 枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準（案） 資料7 枚方市都市公園条例 資料8 枚方市都市公園条例施行規則 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/枚方市情報公開条例（抜粋） 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料12 地方自治法（抜粋・第244条の2） 資料13 欠席委員からの意見 |
| 決 定 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会の会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は本委員会の答申後に公表することを決定 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する。ただし、資料2は第1回の本委員会終了後に公表する。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について、一部内容を修正し、会長一任の下、内容を決定 その他の部分については、原案のまま確定することを確認 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。 |

| | |
|----------------------|--------------------|
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 本委員会の答申後に公表 |
| 傍聴者の数 | — |
| 所管部署 (事務局) | 土木部みち・みどり室(整備管理担当) |

| 審議内容 |
|---|
| <p>(開会 午後6時)</p> <p>(事務局) それでは、ただ今から、第1回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会を開会します。</p> <p>本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。</p> <p>皆様のお手元にも、紙ファイルの中、資料1として、その写しをお配りしております。</p> <p>本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。</p> <p>本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全4回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日は5名中、4名の委員にご出席いただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p><u>案件(1) 会長、副会長の選任について</u></p> <p>(事務局) それでは、案件をご審議いただきたいと思います。</p> <p>本委員会には、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例(手続条例)の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。</p> <p>事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならひ、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長を弁護士の相模太朗委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(承認の挙手あり)</p> <p>(事務局) ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長に相模太朗委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶を頂きたいと思ひます。</p> <p>(会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。</p> <p>本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。</p> <p>会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p>以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。</p> |

(副会長) ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。
相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以降は相模会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

案件(2) 委員会の運営について

(会長) 次に、「案件(2) 委員会の運営について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

今後、委員会を進めるに当たり、まず、・会議の公開・非公開。次に、・会議録の作成方法と公表・非公表。次に、・会議資料の公表・非公表の3点について、ご決定いただきたいと思います。

資料9「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものです。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、委員会でご議論いただく内容については、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、次のページをご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成について、ですが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただきます。どうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料について、ですが、ただいまご説明しました会議録と同様に、市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に、公表する取り扱いとしていただいております。

資料2をご覧ください。資料のうち、この委員名簿については、本市では、情報公開を進めている状況から、公表をしています。事務局としましては、資料2に記載されている内容の、委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、申請者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、失格とする要件を募集要項(案)に設定しています。

説明は以上です。

(会長) ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

(意見等なし)

(会長) それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答

申後に公表とすることとします。ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。ご異議なければ挙手をお願いします。

(承認の挙手あり)

(会長) ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思いますが、まず、委員会の日程について、事務局から説明願います。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

お手元の参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、4回の開催を予定しております。

本日は、第1回目として、この後、③管理運営状況及び施設の概要について、その後、④募集要項、基本仕様書等について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、⑤選定基準は、募集要項や、基本仕様書に基づき、作成するもので、委員の皆様からご意見をいただきた上で、確定いただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定し、7月20日から本市ホームページで配布を行います。説明会、質疑応答などを経まして、8月10日から、応募書類の受け付けを行う予定としております。

次に、第2回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等をご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと考えております。

第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様との合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、19施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5人体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市都市公園有料施設に係る指定管理者選定内容」について、記載しております。

資料の上段の表、左端の列に、選定方法などの区分を、中央の列に、都市公園有料施設の施設における選定内容を、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な

取り扱いを、それぞれ記しております。

まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、1年間としております。本市では指定管理期間を原則5年としておりますが、今回の選定はその例外的取り扱いとなります。

例外的取り扱いとする理由については、

「王仁公園プールの老朽化対策等の課題を踏まえて、その存廃も含めたあり方を検討するため、指定管理期間については1年間」とするものです。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、今回の選定も、前回と同様に本市の歳入等収納業務の効率化、また、指定管理者の経営努力、創意工夫が促進できるものと考えて、指定管理料・利用料金制の併用といたします。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。よろしくお願いたします。

(会長) 事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(意見等なし)

案件(3) ①枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、次の案件に移ります。

「案件(3)の①枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、説明させていただきます。

資料3 枚方市都市公園有料施設の施設の概要及び管理運営状況について、をご覧ください。

枚方市都市公園有料施設は、都市公園である、王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園の3つの公園内に開設しております。

まず、施設の概要につきましては、資料の4ページ「2. 施設の概要」をご覧ください。

対象とする施設および面積等は、王仁公園ではプール、運動広場、テニスコート、バレーボールコート及び駐車場の合計27,581平方メートル、香里ヶ丘中央公園では運動広場及び駐車場の合計6,888平方メートル、中の池公園では同じく運動広場駐車場の合計9,300平方メートルでございます。

つづきまして、管理運営状況でございますが、1ページにお戻りいただき「1. 管理運営状況」をご覧ください。

(1) 施設の使用状況につきましては、令和元年度、令和2年度の年度ごとにまとめております。テニスコートや運動広場などの平均使用率は令和元年度で55.2パーセント、令和2年度で57.7パーセントとなっております。また、王仁公園プールは使用時間(B)に入場者数を記載しておりますが、令和元年度で55,886人でございます。なお、令和2年度はコロナの影響で休止しております。

②駐車場の使用状況は、記載のとおりとなっております。

次に、(2)収支状況でございますが、1ページから4ページにかけて、王仁公園プールとそれ以外の有料施設に分けて、支出を記載しております。4ページの上でございます支出の合計は、令和元年度で99,335,982円、令和2年度はプールを休止したため、67,004,080円となっております。また、4ページにあります、有料施設全体の収入は、令和元年度で57,718,650円、令和2年度は27,555,293円でございます。

以上、簡単ではございますが、資料3「枚方市都市公園有料施設の概要及び管理運営状況について」の説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等はございませんか。

(意見等なし)

案件（３）②枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について

（会長） それでは、次に移ります。

「案件（３）の②枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） それでは、資料４枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項（案）及び資料５枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案）について、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が、都市公園有料施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、本市におきまして、内容を決定し、申請に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

説明に入る前に、前回の選定の内容から追加した点は主に２点あります。

１点目は、利用促進事業として公園周辺地域の企業・地域住民・NPOやボランティア等の団体と連携した利用促進および地域活性化、を積極的に進めていくものとしています。また、公園隣接の支援施設、高齢者施設や市の施設の施設利用者と来園者の利便性に資するように、それぞれの管理者との情報共有・連携・協力を図るために、公園管理運営協議会を開催することを記載しています。

２点目は、コロナ感染症対策のための費用を収支予算書に盛り込むよう、募集要項に記載しています。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

資料４募集要項２ページをご覧ください。１．対象施設は、表の記載のとおりです。２．指定管理業務の範囲及び内容は、（１）から（５）までを定めております。後ろに（※）印のある業務は第三者に全部又は一部を委託することはできないものとしています。

４ページをご覧ください。３．指定管理業務の基本的事項は、関係法令の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めてまいります。

４ページの（２）業務の対象施設等については、記載のとおりです。

７ページ１行目の※８で「現在、王仁公園のプール施設については、あり方について調査検討を進めており、検討結果によっては業務の一部中止等、管理内容に変更が生じる可能性があるが、今回の公募においてはプール施設を現状のまま管理・運営する内容での提案をお願いする。なお、プール施設の業務の一部中止等を実施する場合に生じる費用負担については、市と協議を行うものとする。」と記載しております。

７ページをご覧ください。４．指定期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの１年間です。

次に５．提案上限額につきましては、１年間で４４,７６８,０００円です。

詳細につきましては、参考資料３「枚方市都市公園有料施設 指定管理料 上限額の考え方」でご説明させていただきます。

参考資料３をご覧ください。

提案上限額の考え方ですが、歳出は、施設の管理運営費と人件費に一般管理費を加えた１０２,４８７,０００円の１年間の額としております。

施設の管理運営費は、プール運営を行った令和元年度実績をベースにコロナ対策費等を含めて算出しています。人件費は、事業者から参考見積りを頂き、統括責任者、副統括責任者、プール専属の統括責任者、プール専属の従業員、プール時の事務員（２～３名）を算出しています。

次に、収入は、利用料金制としてプール使用料収入、有料施設使用料収入、駐車場収入、雑入は指定管理者の収入となり、歳出額から利用料金収入を差し引いた金額を指定管理料として４４,７６８,０００円を提案上限額としております。プール使用料収入、有料施設使用料収入、駐車場収入、雑入は、令和元年度の実績を参考としております。

続きまして、資料４募集要項（案）の７ページにお戻りください。

６．都市公園占用許可、公園施設の設置・管理許可物件の取扱いですが、現在、敷地内に自動販売機を３台設置しています。本市で設置者を公募し、行政財産使用料も本市の収入となっております。自動販売

機に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払ったうえで、その実費相当分を設置者から徴収することを記載しております。

7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、公園敷地内に従事者用駐車スペースは確保できません。

8. 備品等管理区別一覧表につきましては、23 ページから 25 ページの別表 1 に記載のとおりです。

9. リスク分担につきましては、26 ページ、27 ページに別表 2 として「リスク分担表」を記載していますので、後ほどご参照ください。なお、リスク分担表に見込まれていないリスクが発生した場合は、市と指定管理者とで別途協議すること、としています。

10. 提案にあたっての要求事項についてご説明します。

提案にあたっては、募集要項、基本仕様書、関係法令等に定める事項を満たす内容であることを前提としたうえで、表内の 1 から 5 までの要求事項を達成するための必須事項として挙げております。

次に、9 ページをご覧ください。11. 指定管理者に付与する権限は、枚方市都市公園条例第 4 条 1 項に規定する行為の制限に規定する許可に関する権限や施設の維持管理に関する権限などを記載しています。

次に、10 ページをご覧ください。12. 経理に関する事項ですが、(1) 利用料金について、利用料金制度を適用し利用料金を指定管理者の収入として、市から支出する指定管理料と併せて施設の管理運営を行うものとします。

11 ページをご覧ください。(4) 修繕費の取り扱いは、指定管理者の判断で行うこととし、その修繕費は年間 300 万円を見込んでいます。

(8) 収益事業(自主事業)につきましては指定管理者は、基本仕様書に基づく指定管理業務のほか、公園利用者の利用に支障のない範囲で、公園施設の設置目的に沿った内容の「自主事業」を市の許可を得て実施することができます。

13 ページをご覧ください。13. 申請団体の資格については記載のとおりです。

14 ページの 14. 指定管理者の義務、については、公平かつ公正な管理運営、秘密保持義務、労働関係法令の遵守等を求めています。

続きまして、15 ページの下の方をご覧ください。15. 提出書類、(2) 事業計画書ですが、先ほどの 10. 提案の審査にあたっての要求事項について、具体的に申請団体より提案内容を作成していただきます。表の記載のとおり、枚数制限を定めています。

他につきましては、記載のとおりとなっています。

18 ページをご覧ください。

17. 募集要項等の配布及び閲覧については、配布期間は令和 3 年 7 月 20 日から 9 月 9 日までとし、募集要項、申請書類一式は本市のみち・みどり室ホームページからダウンロードできるようにします。図面の閲覧は、みち・みどり室の窓口で対応します。

18. 施設説明会及び質疑回答については、申請団体向けの現地説明会を 7 月 27 日の午前と午後に分けて現地集合で実施します。(4) 質疑回答については、いただいた質疑についての回答はみち・みどり室のホームページに掲載します。

19. 申請書受付については、8 月 10 日から 9 月 9 日までの 1 カ月程度、期間をとっています。

19 ページをご覧ください。

20. 選定については、選定方法やプレゼンテーションの実施等を記載しています。

20 ページの、(4) 指定管理料の提案額による評価について、をご覧ください。

こちらには、数値的判断基準値を設けていまして、この判断基準値とは、申請団体の提案額の平均×85%以下の金額となった場合は、失格となる旨を記載しています。

また、提案額による評価は 4 割、提案内容による評価は 6 割の割合について申請団体にわかるよう記載をしています。今回はこの割合としますが、令和 5 年度に向けた王仁公園の再整備基本方針の内容を踏まえて、管理運営の施設の設置目的や特性に応じて次回の選定委員会で柔軟に、この割合を設定していきたいと考えています。

この評価による割合については、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」にて定めているもので、提案額 4 割、提案内容 6 割を基本としています。

20 ページをご覧ください。21. 感染症対策については、今回より新たに追加されている内容となります。感染予防対策や感染拡大時の対応について記載しております。

21 ページをご覧ください。22. 指定管理者の指定についてから 26. その他までは記載のとおりとなって

います。ご確認をお願いします。

申請団体が申請の参考となるよう、23 ページ以降に別表として、備品・物品等一覧表、リスク分担表、管理運営状況一覧表、施設の使用状況、駐車場の使用状況、利用料金制となった過去2年の収支状況などを添付しております。

以上、簡単ではございますが、資料4枚方市都市公園有料施設指定管理者募集要項（案）についての説明とさせていただきます。

次に、資料4募集要項の次に添付しています、別紙1事業計画 要求事項一覧について、補足説明させていただきます。

この書類は、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているもので、申請団体が提出する事業計画書の概要となります。左端から、市が施設の管理運営に求める要求項目、要求事項を記載しており、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、事業計画書の記載内容を分かりやすく簡潔に記載したものと、一番右の欄に、事業計画書に掲載のページを記入する内容になっています。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するもので申請団体の責任のもと、作成していただくこととなります。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで申請団体からの事業計画書ですが、審査のご参考にしていただければと考えてます。また、この別紙1の内容は答申後、ホームページで公開する予定です。

別紙2共同事業体協定書、別紙3申請に関する誓約書、別紙4利用料金提案額一覧表につきましては、ご確認をお願いします。

続きまして、資料5 枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案）をご覧ください。この基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容とその範囲を示すもので、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

1 ページをご覧ください。1. 指定期間、2. 業務の対象施設等、3 ページの3. 指定管理業務の内容、5 ページの4. 業務実施方針、5. 関係法令等の遵守、6. 業務実施体制については記載のとおりです。

7 ページをご覧ください。7. 収益事業（自主事業）の推進の次の8 ページの（2）②にぎわい創出事業と③公園内の植物等の収益事業等への活用、そして8. 園内の利用活性化を目指した近隣関係機関との連携を今回新たに設けています。王仁公園に隣接しています支援施設、高齢者施設や市の施設のそれぞれの管理者との連携を図るために指定管理業務の中で公園管理運営協議会の開催や自主事業によるイベント等の実施に向けた協力と公園の魅力アップや利用の活性化のための収益事業ができます。この部分は今回新しく記載しているところです

8 ページ以降の9. 安全管理、10. 監督官公署等への提出書類、11. 施設見学者等への対応、12. 各種報告・文書管理、13. 個人情報保護、14. 不可抗力への対応、15. 指定管理期間の終了、16. 引継ぎ、17. その他 につきましては記載のとおりです。

12 ページをご覧ください。先ほどの3. 指定管理業務の内容で示した業務の詳細説明を「都市公園有料施設における業務要求事項について」で記載しております。

2. 業務の内容の（1）施設利用等に関する業務のプール以外について、12 ページから 16 ページまでは利用申し込み手続きや予約受付、運営業務などを記載しています。

16 ページから 18 ページまでは（2）施設の維持管理及び修繕に関する業務を記載しております。

18 ページから 21 ページまでは（3）施設利用などに関する業務のプールについて、供用前の準備から入場受付、プールの監視、点検清掃、医療業務、AEDの設置など記載しております。

21 ページから 23 ページはその他必要な業務について、広報活動や自主事業、事業計画書報告書の作成・提出、モニタリングの実施、各公園は災害時の一時避難場所に指定されているため避難者の安全を最優先に使用させること、コロナ感染症への対応、周辺地域の企業・地域住民・NPOやボランティア等の団体と連携した利用促進および地域活性化を積極的に進めていくこと等を記載しています。

資料5の別紙2をご覧ください。

個人情報の保護に関する特記仕様書として、基本仕様書とともに、申請団体にお示しするものとなっています。こちらもご確認をお願いします。

以上、資料5枚方市都市公園有料施設管理運営業務基本仕様書（案）の説明とさせていただきます。

続きまして、資料13の欠席委員からの意見をご覧ください。

本日欠席の大阪府立大学大学院生命環境科学研究科准教授武田委員より、事前レクで頂きましたご意見をまとめた資料です。

上から、基本仕様書変更につきまして、指定管理者制度によるこれまでの管理運営の実績と評価を踏ま

えて、現状の課題を明らかにした上で、その改善を図るために基本仕様書を変更すべきであるが、そのようなプロセスが適切になされているか。とご意見頂いております。事務局としては、現状の課題である施設の老朽化と収支均衡、来園者数、満足度の向上があります。改善策としまして、今回の指定管理更新では、あり方検討を踏まえた令和5年度からの指定管理のプレマネジメントとして、近隣施設等とのコラボレーションによる賑わいイベントや健康、スポーツ等に関する日常的なプログラムの提供等により来園者数、満足度の向上を図り、ひいては収支均衡を目指すステップとして位置付け、仕様書等を変更しています。

自主事業につきまして、利用活性化を目指した近隣施設との連携・協力を図るための公園管理運営協議会の開催は、期待する「自主事業」として整理した方がよいのではないかと。

事務局としては、現在の近隣施設との連携・協力について引続き検証を行い、まずはプラットフォームを立ち上げて、近隣施設のイベントに関する情報交換を行い公園内でも試行的に実施して令和5年度からの新たな運営管理に繋がるよう、自主事業の一環として位置付け、指定管理者の独自財源による運営として取り扱っていきたくと考えています。

選定と公募につきましては、次の案件（3）の③選定基準に関する内容ですので、次の案件で説明させていただきます。

参考価格につきまして、指定管理料上限額の考え方につきまして、前回の積み上げとの差異は何か。とご質問頂きました。

参考資料3をご覧ください。事務局としましては、前回公募時に設定した駐車場収入見込み額が少なく、現状は駐車場収入が多かったため差が生じ今回の指定管理料上限額の差異となったこと。

公募における歳出は、令和元年度実績をベースとしており管理運営費に大きな差異はありませんが、今回公募の一般管理費10%と令和元年度実績の一般管理費に該当する企業全体の事業費を含めた事務経費等の管理経費%の差があるため、積み上げの差異となっていること。をご説明させて頂きました。

以上、資料4募集要項と資料5基本仕様書及び資料13の欠席委員からの意見に関する説明とさせていただきます。

（会長） ただいま説明のありました内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等はございませんか。B委員お願いします。

（B委員） 募集要項という形で募集条件がありますが、指定管理期間1年の公募条件の中で事業者も提案してくるものと思います。審査する側として、1年目、2年目、3年目のPDCAサイクルを基にアクションプラン等の審査を行っていくと思いますが、今回は1年の事業計画内容を審査するというのでしょうか？

（事務局） 1年間の事業計画内容を審査して頂きたいと考えています。

（委員） 地域との連携など、かなりハードルが高くなると考えられますが、応募者の見込みはあると考えてよろしいでしょうか。

（事務局） 令和5年度からの新たな管理運営を目指しまして、P-PFIを含む公園全体の指定管理者を令和4年度にあらためて選定する予定です。今回の審査の対象となる事業計画は1年間の事業内容となりますが、募集要項・基本仕様書の中で公園管理運営協議会の設立やにぎわい事業など令和5年度以降の取組みをいくつか示しまして、令和4年度にそれらに試行的に取組んでもらうことで、次の新たな管理運営につながり、併せて応募のインセンティブにもなることを期待しています。

（B委員） 募集要項・基本仕様書の中に、そのような期待があるのであれば、審査においては令和5年度からの取組みをある程度念頭に評価することが必要になってくるということでしょうか？確認です。

（事務局） 令和5年度以降につきましては、あり方検討の中で新たな選定公募等を考えていますので、併せて運営に繋がるような検討を今回の審査でもご配慮いただきたいと思います。

（B委員） 確認ですが、令和5年度の公募を予定しているのでしょうか？

(事務局) あり方検討の内容を踏まえて令和5年度の公募を行っていく予定です。

(B委員) わかりました。

(会長) A委員お願いします。

(A委員) 今のB委員のご発言は大事なポイントになると思うのですが、単年の公園管理運営協議会で何がどこまでできるのか？指定管理者に1年間で多くを求めるのは酷なのではと思います。地域やNPO等との調整を考えると公園管理運営協議会の設立だけで精一杯なのではないのでしょうか。

(事務局) 令和4年度は、まずは公園管理運営協議会の立ち上げを目標としています。プラットフォームとして、情報交換からはじめるスモールスタートをイメージしています。令和5年度以降に隣接施設、地域やNPO等構成員の輪を広げていきたいと考えています。

(A委員) 仕様書等の公園管理運営協議会関係ページはどこになりますか。この内容で募集をかけることになりますので確認しておきたいと思います。

(事務局) 仕様書の8ページになります。公園管理運営協議会については「8. 園内の利用活性化を目指した近隣関係機関との連携」になります。

(A委員) 公園管理運営協議会は今回の募集で初めての内容となるのでしょうか。

(事務局) 現在は公園管理運営協議会の無い状況で、今回の募集が初めての内容となります。この部分につきましては、ご指摘を踏まえながら一部修正をさせていただきます。

(A委員) 繰り返しになりますが、令和5年度からの取組みを見越して、公園管理運営協議会の設置からイベントまで実施することになれば、必然的に令和4年度の指定管理者が令和5年度の指定管理者に選定されることになると思います。逆に令和5年度で指定管理者が変更されれば、実質的に公園管理運営協議会がリスタートされることになり、地域をはじめ公園管理運営協議会メンバー等への影響が大きくなると思われますので、ご検討下さい。

(会長) 本件については、ただいまご協議いただいた方向で修正を進めていただきたいと存じます。ただ、本日の会議では、修正内容を確定しづらい部分もございますので、本件の取り扱いについては、会長にご一任いただくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

(会長) それでは、本件については、会長にご一任いただき、事務局と調整の上、委員の皆様にご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

案件(3) ③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について

(会長) 次の議題に参ります。案件(3)の「③枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、続きまして、資料6選定基準(案)について、ご説明します。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しており

ます。

次に、2として、本委員会の審議体制について、3として、審議・採点の方法については、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。なお、3の(2)の下から2行目に、「なお、指定管理料の得点と内容審査の得点の割合については、4：6を基本とし、選定委員会で決定する」と記載しておりますが、本選定基準につきましては(案)として提示させていただいていることから、こちらの表現につきましては「4：6を基本とする」に訂正させていただきます。

次に、総合評価点についてですが、指定候補者の選定につきましては、指定管理料(400点満点)と、事業計画の内容審査(600点満点)をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式としております。

2ページ目をご覧ください。4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、5. 選定委員会における審議の内容について、ご説明します。まず、(1)内容審査でございますが、4ページ以降の「事業計画に関する内容審査」の表、一番左の欄の「要求項目」を単位として、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階でご評価いただきます。仮に、すべての要求事項でA評価、満点を付けられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。

次に、(2)選定委員会の意見については、選定委員会で提案内容に対する意見があった場合は、指定管理者との協定締結段階で、提案内容について改善の必要性について合意が得られた場合、当初の要求事項に包含して取り扱えることとしております。

次に、(3)指定管理料につきましては、3ページに記載している計算式によって得点化を行うということとしており、申請団体から提示された指定管理料のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、その他の団体については、最低価格との価格差の割合から点を400点から減点し、点数化するものとしております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料4「資料6指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料4をご覧ください。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式とし、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものとしております。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。

この採点につきましては、1ページ目の下段に記載しております「選定基準」(記載例)のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求項目」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

2ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「要求事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出される書類の一つである「事業計画 要求事項一覧」でございます。この資料を基に、本市の求める「要求事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「要求事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「要求事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「要求事項」を満たしているにご判断された場合でございます。本市が求める基礎的事項である「要求事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定します。つきましては、続いて、「加点事項」に該当する

かどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「要求事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項がすべて満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

4ページ目をお開きください。次に、パターン②としまして、「要求事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。「要求事項」を満たしていない場合は、C評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価である、D評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、D評価は、「要求事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は、「要求事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、4ページの最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確定いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～Eでご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。4ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。配点のウエイトでございますが、1. 申請団体の経営方針等に関する事項が10%の12点、2. 施設の経営方針に関する事項が90%で108点となります。内訳は、運営計画や事業提案・改善、施設の管理に関する事項、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、緊急時における対策に関する事項等の内容となっています。得点は120点が満点となります。加点事項につきましては、それぞれの要求事項において、特に、具体的、魅力的、独創的な提案がある場合に加点とさせていただきます。例えば、5ページの配点ウエイトが最も高い（イ）事業提案・改善に関する提案の加点に10. 施設の特性を理解し、幅広い年齢層に対して参加性の高いスポーツイベント等の開催や利用向上につながる事業が提案されている、などの加点事項を設定しています。

資料6の説明は以上です。

続きまして、資料4募集要項と資料5基本仕様書で説明させて頂きました資料13の欠席委員からの意見をご覧ください。

本日、ご欠席の武田委員より、事前レクで頂きましたご意見をまとめた資料の中段をご覧ください。

選定につきまして、指定管理料の得点（価格点）と事業内容の得点（内容審査点）の割合が4：6となっているが、他の自治体と比較しても著しく価格点にウエイトが置かれた配点となっている。指定管理者制度の導入においては、財政負担の軽減だけを重視するのではなく、住民サービスの質の向上のために、民間事業者の創意工夫を活かした事業提案を重視するように再考すべきではないかのご意見を頂いております。

先ほど、募集要項と仕様書でご説明した内容と重複しますが、今回はこの割合とし、令和5年度に向けた王仁公園の再整備基本方針の内容を踏まえて、管理運営の施設の設置目的や特性に応じて次回の選定委員会で柔軟に、この割合を設定していきたいと考えています。

次に、プレゼンテーション後の審査スケジュールを1週間としているのはなぜなのか。書類を事前に確認したうえで、プレゼンテーション審査を行うので、その日のうちに候補者の選定が可能ではないかのご意見を頂いております。

第3回選定委員会でプレゼンテーション実施後、各委員には採点のほか、各申請団体の提案に対する評価コメントを作成いただき、その後、各委員の評価コメントを事務局で一本化する作業を行います。それらに必要な期間として1週間を設定しています。なお、次の第4回選定委員会において、採点結果と評価コメントを決定いただきご答申いただく流れとなっております。

また、内容審査の配点基準につきまして、過去2年間（令和元年度～令和2年度）の指定管理者管理運営評価の実績を踏まえて内容審査の配点基準を見直すことが必要なのではないかのご意見を頂いております。

事務局としましては、委員ご指摘の趣旨を踏まえ、例えば「2.施設の経営方針に関する事項」「②施設運営に関する計画」72点のうち「(イ)事業提案改善に関する提案(自主事業)」36点の配分を上げ、「(ア)運営計画に関する提案(利用料金制)」18点の配分を下げる等の変更により、今回の仕様書変更の目的の一つである『自主事業の推進』を実現させたいと考えますが、のちほど、委員の皆様のご意見をお聞かせください。

次に、公募につきまして、指定申請書の様式について「資料6枚方市都市公園有料施設指定管理者選定基準(案)P.4事業計画に関する内容審査」の表中に企業側から申請される「資料11-1~11-4様式1~3の2」の内、要求項目毎に、どの様式を確認して採点すればいいのか分かりやすく表示できないかのご意見を頂いております。

こちらにつきましては、申請団体には、選定基準(案)中の「事業計画に関する内容審査」と同様の要求項目・要求事項を記載した「事業計画 要求事項一覧」の提出を求めており、この一覧上で、要求事項ごとに、申請団体の提案の概要と、事業計画書における記載ページを確認いただけるようになっております。また、評価の際にご活用いただく様式として「採点メモ」(「事業計画 要求事項一覧」と同じ内容を記載したもの)をご用意いたしますので、その採点メモの中で、関連する様式を表示するように工夫いたします。

以上、資料13の欠席委員からの意見の資料6選定基準に関する説明とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました選定基準の内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等はございませんか。

(B委員) 資料6選定基準(案)5ページ 事業計画に関する内容審査 ②施設運営に関する計画(ウ)利用者対応に関する提案について令和5年度以降の事業に反映できるよう利用者ニーズ把握の方法を具体的に求めていくため、(ウ)の配点ウエイトを上げてはどうかと感じています。

(A委員) 明らかに委員によって差が付く項目はあってはならないと思います。例えば、資料6選定基準4ページの1.申請団体の経営方針等に関する事項③経営の継続性・安定性は納税や財務状況等をどう評価するかですが、ここで大きく差が付くことは考えられないと思います。そういったところは各委員よりも事務局が、ある程度分かっているところですので、委員でも確認はしますが、委員による採点をす際に質問などさせて頂きたいと考えています。

(事務局) ご意見ありがとうございます。申請内容につきましては、事務局でも確認をさせていただきます。

(A委員) 事業者プレゼンテーション時に、納税や財務状況を事前に分かりやすくしてもらいたいと思います。また、勤務体制のローテーションなど大まかなものしか提出されないケースもありますので、募集要項の中で明確に責任者が滞在する時間帯など正社員のローテーションの表し方を示してはどうかと思います。

(事務局) ありがとうございます。いただきましたご意見につきましては、申請書類の様式を工夫するなど対応していきたいと思っております。

(会長) 本件については、ただいまご協議いただいた方向で修正を進めていただきたいと思います。ただ、本日の会議では、修正内容を確定しづらい部分もございますので、本件の取り扱いについては、会長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

(会長) それでは、本件については、会長にご一任いただき、事務局と調整の上、委員の皆さんにご報告いたしますので、よろしくお願いたします。

案件(4)その他

(会長) 次に、「(4) その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 次回の「枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会」は、9月16日の木曜日、18時から、今回同様、Web会議での実施とさせていただきます。

ご参集をお考えの委員の方は、市役所別館4階の第3委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(会長) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。「第1回枚方市都市公園有料施設指定管理者選定委員会」を閉会します。委員の皆さんには、本委員会の運営にご協力いただき、ありがとうございました。

(閉会 午後7時30分)